

会則施行細則

1998（平成10）年8月19日 制定
1998（平成10）年11月28日 改正
2000（平成12）年11月12日 改正
2004（平成16）年4月1日 改正
2005（平成17）年6月19日 改正
2006（平成18）年11月4日 改正
2007（平成19）年4月1日 改正
2007（平成19）年6月17日 改正
2008（平成20）年6月23日 改正
2008（平成20）年7月6日 改正
2009（平成21）年4月23日 改正
2009（平成21）年12月6日 改正

第1章 総則

第1条 日本リハビリテーション工学協会会則第36条により本会則施行細則を定める。

第2章 事業

（リハ工学カンファレンスの開催）

第2条 会則第4条1.に基づき、リハ工学カンファレンスを年1回開催する。

第3条 リハ工学カンファレンスの開催にあたり、リハ工学カンファレンス実行委員会およびリハ工学カンファレンス事務局を設置する。

2 リハ工学カンファレンス実行委員会には、リハ工学カンファレンスの運営に対して責任を負う代表職を定め、その職に就く者を置く。

第4条 リハ工学カンファレンス実行委員会およびリハ工学カンファレンス事務局は、リハ工学カンファレンスの準備・運営を行う。

第5条 リハ工学カンファレンス実行委員会の代表職に就く者は理事会の承認を経て、理事長が任命する。

第6条 リハ工学カンファレンス実行委員会の委員は前条で任命された代表職に就く者が選出し、担当理事の承認を経て、理事長が任命する。

第7条 リハ工学カンファレンス事務局は第5条で任命された代表職に就く者が設置する。

第8条 リハ工学カンファレンス実行委員会およびその代表職に就く者ならびにリハ工学カンファレンス事務局の任期は当該事業に関する期間とする。

（協会誌の発行）

第9条 会則第4条2.に基づき、協会誌「リハビリテーション・エンジニアリング」を発行する。

第10条 協会誌の発行は原則として年4回とする。

第11条 協会誌の発行にあたり、協会誌編集委員会を設置する。

第12条 協会誌編集委員会は協会誌の編集に関する実務を行う。

第13条 協会誌編集委員長および協会誌編集委員は理事会の承認を経て、理事長が任命する。

第14条 協会誌編集委員長は必要に応じて協会誌編集事務局を設置することができる。

第15条 協会誌編集委員会の任期は原則として2年とする。

(分科会活動)

第16条 会則第4条2. および会則第31条に基づき、分科会活動の一環としてSIG(スペシャル・インタレスト・グループ) および支部を設置する。

第17条 SIGおよび支部の設置は理事会の承認を経て、理事長が認定する。

第18条 分科会の代表は当該分科会の活動について、担当理事を通して理事会に報告する。

(専門委員会活動)

第19条 会則30条に基づき、専門委員会を設置することができる。

第20条 (削除)

第21条 専門委員会の委員長は理事会の承認を経て、理事長が任命する。

第22条 専門委員会の委員は委員長が任命する。

第23条 (削除)

第24条 専門委員会の任期は理事会で定めた期間とする。

第25条 専門委員会の委員長は専門委員会の活動について理事会に報告する。

(福祉機器コンテスト)

第26条 会則第4条5. に基づき福祉機器コンテストを年1回開催する。

第27条 福祉機器コンテストの実施にあたり、福祉機器コンテスト事務局および選考委員会を設置する。

第28条 福祉機器コンテスト事務局は理事会が設置する。

第29条 福祉機器コンテスト事務局は、福祉機器コンテストの運営を行う。

第30条 福祉機器コンテスト選考委員会はコンテスト授賞の選考を行う。

第31条 福祉機器コンテスト選考委員は理事会の承認を経て、理事長が任命する。

第32条 福祉機器コンテスト事務局および福祉機器コンテスト選考委員会の任期は当該事業に関する期間とする。

第3章 会費

第33条 会則第7条に基づき、入会金および会費を下記のように定める。

1. 入会金	正会員	1,000円
	学生会員	なし
	賛助会員	なし

但し、学生会員から正会員へ切り替える際は、入会金を必要とする。

2. 年会費	正会員	8,000円
	学生会員	4,000円
	名誉会員	なし
	賛助会員	1口10,000円 3口以上

但し、会則第7条に定めるとおり、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

第4章 理事

(理事定数)

第34条 理事の定数は11名以上、15名以内とする。

(理事分掌事項)

第35条 理事は下記の分掌事項を担当する。

1. 総務(会員, 規則, 財務, 会議, 広報, 渉外, 他)
2. 事業(カンファレンス, 協会誌, 分科会, 専門委員会, コンテスト, 企画, 国際, 事業統括, 他)

2 担当人数については、会務の状況にあわせ、理事会にて決定する。

第36条 各担当理事はそれぞれの会運営業務に関する責任を負うとともに、それぞれの職務の状況について理事会に報告する義務がある。

第5章 規則

第37条 本会を運営するにあたり、下記の規則を定める。

1. 福祉機器コンテストに関する規則
2. 専門委員会設置要綱
3. 役員選挙の管理・運営に関する規則
4. SIG設置要綱
5. 支部設置要綱

第6章 補則

第38条 会則第36条に定めるとおり、本施行細則の変更または追加は、理事会の承認を受けなければならない。

第7章 役員任期改正に関わる補則

第39条 2004(平成16)年4月の会則改正にともない、下記の補則を定める。

1. 会則第18条1項については、2005年度理事および監事より適用し、その際2005(平成17)年3月末日までに連続して8年間理事または監事を務めるものは、新たに同職に就任できない。
2. 2005(平成17)年4月に就任する理事は、4年任期理事7名、2年任期理事6名とする。
3. 以降、任期満了に伴う選挙において、選出される理事の任期は、4年とする。
4. 2005(平成17)年4月就任する監事は、4年任期監事1名、2年任期監事1名とする。
5. 以降、任期満了に伴う選挙において、選出される監事の任期は、4年とする。

第8章 会費改正に関わる補則

第40条 2006(平成18)年11月4日の細則改正にともない、下記の補則を定める。

第33条2.に定める年会費は2007年度会費より適用する

第9章 会計年度改正に伴う経過措置

第41条 会計年度の始期および終期の改正に伴い、2008（平成20）年4月1日より2008（平成20）年6月30日までの期間を特例期間として事業計画および同予算を、2007年度事業計画および同予算とは別途作成する。

- 2 特例期間の事業計画および予算は2007会計年度の総会において承認を得て成立し、その報告ならびに決算は2008年度総会において、2007会計年度の事業および決算とともに承認を得るものとする。

第42条 特例期間の年会費は徴収しないものとする。

- 2 特例期間に入会したものの年会費は、2008会計年度の年会費を含むものとして処理する。

附則

- 1 本細則は1998（平成10）年8月19日から施行する。

附則

- 1 本細則は1998（平成10）年11月28日から施行する。

附則

- 1 本細則は2000（平成12）年11月12日から施行する。

附則

- 1 本細則は2004（平成16）年4月1日から施行する。

附則

- 1 本細則は2005（平成17）年6月19日から施行する。

附則

- 1 本細則は2006（平成18）年11月5日から施行する。

附則

- 1 本細則は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附則

- 1 本細則は2008（平成20）年4月1日から施行する。

附則

- 1 本細則は2008（平成20）年7月1日から施行する。

附則

- 1 本細則は2008（平成20）年7月6日から施行する。

附則

- 1 本細則は2009（平成21）年4月23日から施行する。

附則

- 1 本細則は2009（平成21）年12月6日から施行する。